

10月10日(日)【佐井小学校】  
 平成16年度佐井小学校学習発表会  
 (5・6年 劇「まぬけ村」)



### 今月の主な内容

南茅郎明・佐井村姉妹可村交流会 … 2	なぜサルの被害が増えたのか? … 10
わいどの広場 … 3	保健師だより … 11
村職員給与等公表 … 4	交母だより … 12
平成16年度予算執行状況 … 6	こちら佐井駐在所 … 13
佐井村奨学金貸付について … 7	お知らせコーナー … 14
平成16年度文化祭・学習発表会 … 8	戸籍の窓口 … 16

**2004**  
 (平成16年)

**12**  
 No. 424

## 南茅部町・佐井村姉妹町村交流会

11月9日(火)、南茅部町・佐井村姉妹町村交流会がアルサスで開かれました。南茅部町が12月1日に函館市と合併するため、自治体としての交流会は今回が最後となりました。

太田健一佐井村長、細井徹南茅部町長のあいさつの後、姉妹町村交流の経過報告に続き、今後の姉妹町村交流について意見交換が行われ、自治体同士の交流は幕を閉じるが、民間レベルの地域間交流を続けていくことを誓い合いました。

また、引き続き行われた懇談会では、磯谷敬神会のみなさんが「きつね踊り」、佐井村議会議員が「白浪五人男」、佐井村職員有志が「祭り囃子」をそれぞれ披露し、感謝の気持ちを表現しました。



自治体として最後の交流会

### 今後の姉妹町村交流についての意見交換内容

- ・佐井村は商業集積を実現させている。南茅部町の商工業関係者においても今後交流を続け勉強していかなければならない。
- ・女性団体交流については、行政主導で行ってきた。今後は、行政との兼ね合いがどうなるかで今までとは異なる。しかし、女性団体交流は非常に大切なことから、今後検討が必要。
- ・行政で交流のための予算等を捻出できるかどうか分からないことから、民間レベルでの交流を進める必要がある。漁協・商工会等のレベルにおいて行うことがベストであり、地域間交流が残ってほしいと思う。新函館市とも今後協議していきたい。
- ・町内会レベルでの交流は可能と思う。町内会連合会で取り組んでいきたいと思う。
- ・行政側で少しでも予算化することが交流を継続することに必要なことである。また、代表者会議などを結成する等組織化することが必要。

などのさまざまな意見が出され、今後も、地域間交流を継続していくことを確認しました。



今後の地域交流について活発な意見交換が行われました

### 決議文

1 これまでの南茅部町・佐井村姉妹町村交流について、今後は地域間交流として長い歴史に培われた信頼関係を一層深めるとともに、産業・文化面など交流事業の展開を期する。

以上決議する。

平成16年11月9日  
南茅部町・佐井村姉妹町村交流会



磯谷敬神会による「きつね踊り」も披露

### 南茅部町・佐井村 主な交流の歴史

- ・姉妹町村協定調印式 昭和50年3月25日(青函連絡船 松前丸船内)
  - ・記念植樹 平成2年6月1日(南茅部町)
  - ・南茅部ふるさと祭り交流 平成6年6月11日～13日(南茅部町)
  - ・姉妹町村協定20周年記念式典及び佐井の祭り300年祭参加 平成7年9月15日～16日(佐井村)
  - ・町内会交流(植樹) 平成8年6月20日～21日(南茅部町)
- [随時] 青年交流、婦人交流、商工観光振興交流、スポーツ少年団交流、議会議員交流、職員交流 等

## 第11回佐井村保健福祉大会・平成16年度佐井村赤十字の里づくり推進大会

11月13日(土)、アルサスで、「ともに生き、やさしさを分け合う、福祉のまちづくり、赤十字の里づくり」をスローガンに、「第11回佐井村保健福祉大会・平成16年度佐井村赤十字の里づくり推進大会」が開催されました。

この大会は、地域住民の保健福祉向上のため、生きがいづくりや健康づくりを実践し、博愛精神の満ちた地域づくりを目的に開催されているもので、式では、優秀作品の表彰状及び感謝状が贈呈されました。

引き続き、佐井診療所歯科医師 川島先生の虫歯についての講話、昼食をはさんで中村登茂輝江社中による踊り、「障害のある人もない人も共に生きる」と題し、青森県議会議員 越前陽悦氏を講師に迎え、基調講演が行われました。

また、ウォーキング大会やグランドゴルフ大会等のさまざまなイベント、食生活改善推進員による試食コーナー、青年赤十字奉仕団によるバザーや炊き出しも行われるなど、住民のみなさんは、保健福祉の向上や健康づくりに対する意識をより一層深めていました。



表彰された受賞者

## 第16回佐井村郷土芸能発表大会

11月7日(日)、アルサスで、「第16回佐井村郷土芸能発表大会」が開催されました。

これは、村内各地区の郷土芸能が一堂に会し、二年に一度開催されているもので、各地区に伝わる神楽や手踊りなどが披露されました。

参加者たちの熱気あふれる演技に、会場からは大きな拍手が送られていました。



長後神楽会による神楽「平獅子」

## 環境保全推進事業

10月24日(日)、川目ゆいっこ公園で、環境保全推進事業(財青森県市町村振興協会)として、道路清掃、ハイキング、芸桜・松葉菊の植付け、ヤマメ400匹を放流しました。

35名の参加者たちは、晴れた秋の日、佐井の自然に触れ、楽しい一日を過ごしました。



## 子ども会ジュニアリーダー研修会

10月30日(日)、下北少年自然の家で、子ども会ジュニアリーダー研修会が開かれました。

快晴にも恵まれ、中学生3名・小学生11名の14名の参加者は、フィールドゲーム、フィールドビンゴオリエンテーリングをして研修会を楽しみました。



# 佐井村職員の給与等を公表します

佐井村職員の給料等について、みなさんに一層のご理解をいただけるようお知らせします。職員の給料はその職務と責任に応じて、国や他の地方公共団体、民間企業に従事している人の給料等の実情を考慮し、議会の議決を経て条例で定められています。また、職員定数は行政需要の変化に対応した簡素で効率的な行政運営のため、適正化に務めています。

お問い合わせ先 総務課 ☎2111 (内線13)

## 職員給与費の状況(平成16年度普通会計当初予算)

給料	2億2,685万円
期末・勤勉手当	9,078万円
その他の手当	2,704万円
合計	3億4,467万円

## 人件費の状況(平成15年度普通会計決算)



## 職員の初任給の状況(平成16年4月1日現在)

区分	決定初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	170,700円
	高校卒	138,800円
		採用2年経過日給料額
		184,400円
		148,500円

## 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成15年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
佐井村	38.5歳	297,182円	51.9歳	352,500円
国	40.5歳	327,623円	48.9歳	286,340円

## 昇給期間短縮の状況(平成15年度)

区分	行政職	技能労務職
職員数	59人	5人
昇給期間短縮職員数	27人	5人
比率	45.8%	100%

## 職員の経験年数別、学年別平均給料月額の状況(平成16年4月1日現在)

区分	経験年数7~10年	経験年数10~15年	経験年数15~20年	
一般行政職	大学卒	229,000円	269,300円	—
	高校卒	195,200円	221,100円	260,900円
技能労務職	全学歴	—	—	—

## ラスパイレス指数(平成15年度)

92.3

(この数値は国家公務員の給与を100.0として算出しています。)

## 一般行政職の級別職員数の状況(平成16年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主査	係長	課長補佐	課長	参事	
職員数	2人	4人	13人	3人	5人	7人	10人	1人	45人
構成比	4.4%	8.9%	28.9%	6.7%	11.1%	15.6%	22.2%	2.2%	100.0%
1年前の構成比	6.7%	13.3%	24.5%	4.4%	11.1%	15.6%	22.2%	2.2%	100.0%
5年前の構成比	11.3%	18.9%	9.4%	5.7%	17.0%	17.0%	7.5%	13.2%	100.0%

- 佐井村の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

## 特別職の報酬等の状況(平成16年4月1日現在、期末手当は平成15年度の実績)

区分	給料			報酬		
	村長	助役	収入役	議長	副議長	議員
給料月額	690,000円	552,000円	532,000円	255,000円	210,000円	200,000円
期末手当	6月期 1.6月分 12月期 1.7月分			計 3.3月分		

## 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当（平成15年度）

区 分	期末手当	勤勉手当
6 月 期	1.4月分	0.7月分
12 月 期	1.6月分	0.7月分
計	3.0月分	1.4月分

(注) 支給割合は国と同じです。

(国・佐井村とも職制上の段階職務の級等による加算措置があります。)

特殊勤務手当（平成15年度）

職員全体に占める 手当支給職員の割合	0.0%	
支給対象職員一人当 たりの平均支給年額	0円	
手 当 の 種 類	2種類	
区 分	内 容	代表的な手当の名称
	支給額の多い手当	—
	多くの職員に支給 されている手当	—

退職手当

○支給率	自己都合	勲英・定年	
	勤続20年 21.00月分	28.0875月分	
	勤続25年 33.75月分	43.3350月分	
	勤続35年 47.50月分	60.9900月分	
	最高限度額 60.00月分	60.9900月分	
○その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
○退職時特別昇給	勤続20年以上の定年退職者 1号給		
	勤続25年未満の勲英退職者 1号給		
	勤続25年以上の勲英退職者 2号給		
○1人当たりの平均支給額	0千円		

(注) 1. 支給割合は国と同じです。

2. 平成15年度中は退職手当の支払いがありませんでしたので「1人当たりの平均支給額」については0になります。

## 定員の状況

部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数	対前年増減数					
		14年	15年	16年			
部 門							
一 般 行 政	議 会	2	2	2	0	0	0
	総務企画	18	18	18	-2	0	0
	税 務	3	3	3	0	0	0
	民 生	14	13	13	0	-1	0
	衛 生	4	4	4	0	0	0
	労 働	0	0	0	0	0	0
	農林水産	6	6	6	0	0	0
	商 工	1	1	1	-1	0	0
	土 木	2	2	2	0	0	0
	小 計	50	49	49	-3	-1	0
特別行政	教 育	8	8	8	0	0	0
普通会計	計	58	57	57	-3	-1	0
公営企業等 会 計	水 道 其 他	9	8	8	+1	-1	0
合 計		67	65	65	-2	-2	0

時間外勤務手当

区 分	13年度	14年度	15年度
支 給 総 額	10,023千円	4,475千円	9,903千円
職員一人当たり 支 給 手 額	179千円	81千円	187千円

※平成15年度は4回の選挙事務に係る支給のため前年度より増加。

その他の手当（平成16年4月1日現在）

区 分	内 容		金額
	配 偶 者		
扶 養 手 当	1 人 目	配偶者有	13,500円
		扶養親族	6,000円
		非扶養親族	6,500円
	2 人 目	配 偶 者 無	11,000円
			6,000円
3 人 目 以 上		1人につき 5,000円	
住居手当	貸家（貸間）限度額		27,000円
	持ち家		3,000円
通勤手当	交通機関利用者限度額		55,000円
	交通用具利用者限度額		20,900円

(注) 持ち家の住居手当及び交通用具利用者の通勤手当を除き、国と同額です。

平成16年度の職員数の増減状況

部 門	増員	減員	差引	主な増減理由
議 会	0	0	0	
総務企画	0	0	0	
税 務	0	0	0	
民 生	0	0	0	
衛 生	0	0	0	
労 働	0	0	0	
農林水産	0	0	0	
商 工	0	0	0	
土 木	0	0	0	
特 別 行 政				
教 育	0	0	0	
公 営 企 業 等 会 計				
水道、その他	0	0	0	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時または非常勤職員を除いています。(ただし、常勤の教育長は含まれます。)

# 平成16年度 予算の執行状況

平成16年度の各会計予算の執行状況をお知らせします。  
各表は今年度に入ってから半年が過ぎた、平成16年9月30日現在の状況です。  
※（前年度からの繰越分170,692千円を含む）

【表1】一般会計予算の執行状況

(単位:千円)

科 目	予算現額	収入済額	執 行 率 (%)	
歳 入	村 税	142,944	79,589	55.7
	地方交付税	1,380,619	939,204	68.0
	国庫支出金	200,579	5,977	3.0
	県支出金	187,495	15,393	8.2
	繰入金	124,478	43,660	35.1
	諸収入	267,405	19,843	7.4
入	村 債	316,700	0	0.0
	その他	109,853	67,734	61.7
合 計	2,730,073	1,171,400	42.9	

0% 50% 100%

科 目	予算現額	支出済額	執 行 率 (%)	
歳 出	総務費	428,842	182,144	42.5
	民生費	314,421	131,521	41.8
	衛生費	418,927	75,264	18.0
	農林水産業費	414,143	141,116	34.1
	商工費	53,745	41,581	77.4
	土木費	44,884	17,325	38.6
	消防費	182,403	102,707	56.3
	教育費	155,620	76,798	49.3
出	公債費	561,479	260,373	46.4
	その他	155,618	88,187	56.7
合 計	2,730,073	1,117,016	40.9	

0% 50% 100%

【表2】特別会計予算の執行状況

収入 ■ 支出 ■ (単位:千円)

会 計 名	予算現額	収入済額		執 行 率 (%)
		収入済額	支出済額	
簡易水道事業	152,174	21,043		13.8
		75,974		49.9
下水道事業	565,785	2,405		0.4
		74,383		13.1
国民健康保険事業	365,277	121,670		33.3
		146,549		40.1
老人保健	407,013	161,888		39.8
		160,578		39.5
介護保険	187,970	79,814		37.7
		69,744		37.1
合 計	1,678,219	377,820		22.5
		527,228		31.4

0% 50% 100%

◇村有財産の状況

種 別	現在高
土 地	532,109㎡
うち山林	47,783㎡
建 物	38,607㎡
出資による権利	35,003千円
有価証券	130,779千円
債 権	0千円
基 金	829,376千円

◇村債の状況

会 計 区 分	現在高
一 般 会 計	3,648,110千円
簡易水道事業	908,560千円
下水道事業	779,807千円
合 計	5,336,477千円

◇一時借入金残高

(平成16年9月30日現在)

115,000千円

◎問い合わせ

総務課 財政係

(☎2111 内線20)

## 佐井村奨学金貸付についてのお知らせ

佐井村奨学金の貸付について、17年度の貸付から貸付額などの運用面が大きく変わる予定です。

村は今、厳しい財政状況に直面しています。このため、収入・支出面の根本的な見直しが必要なことから「佐井村奨学金」についても今までの取り扱いを大幅に見直しすることになりました。見直しされる点は次のとおりです。

### 1. 加算措置の見直し（運用）

加算対象	現行	変更後
医学部・歯学部 <sup>①</sup> の大学に入学した日に属する月に入学金その他入学に必要な資金として加算することができる	500,000円以内	適用しない。
ひとり親世帯又は生活保護世帯の奨学生	月額 10,000円以内	月額 10,000円以内(変更なし)
二人以上の奨学生のいる世帯のそれぞれの奨学生	月額 10,000円以内	適用しない。
保健、医療、福祉に係る業務に携わるために資格取得をすすめるものであると村長が認めた者		
医学部・歯学部を除く大学	月額 20,000円以内	適用しない。
短期大学	月額 10,000円以内	適用しない。
専修・各種学校	月額 10,000円以内	適用しない。
高等学校、養成施設及び教育委員会が認める各種技術、技能養成機関	月額 10,000円以内	適用しない。

### 2. 奨学金貸与の所得制限（運用）

奨学生の保護者（父母等）の合計所得金額が400万円を超える世帯は、貸与の対象としません。ただし、医学部及び歯学部の大学については、合計所得金額が500万円を超える世帯を貸与の対象としません。本運用は、平成17年度以降の新規貸付者から適用し、16年度以前の継続貸付者については、従前の取扱いとし、本運用は適用しません。

### 3. 変更後の運用の適用期間

変更後の加算措置は、平成17年度の貸付分から運用し、現在の佐井村の財政状況が回復したと判断される時までです。（当分の間）

### 4. 変更後の運用の対象範囲

変更後の加算措置の運用の対象範囲は、新規貸与申請者（奨学生）と継続貸与申請者（奨学生）とします。

### 5. その他

- ①村の奨学金貸与制度によらず、他の奨学金貸与制度で貸付を受けられる奨学生は、そちらの制度に申し込まれるようお願いする場合があります。
- ②村の奨学金の貸与希望者を事前に把握する必要から、17年1月末までに「平成17年度佐井村奨学金貸与申込予定書」を教育委員会へ提出してもらう予定です。提出方法については、17年1月号のさい広報でお知らせします。なお、正式な申込の手続きについては17年2月号のさい広報でお知らせします。

◎佐井村奨学金貸与制度以外の主な他の制度については次のとおりです。

#### ①母子・寡婦福祉資金（※取り次ぎ窓口 佐井村役場 健康福祉課）

- ア) 対象者 母子家庭の母が扶養する児童、父母のいない児童、寡婦が扶養する子
- イ) 貸付対象資金

○修学資金 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学するための授業料、書籍代、交通費等に必要資金。

○就学支度金 就学するために必要な被服等の購入に必要な資金。

~~※例年、申請書類は入る見込み頃までの提出となっています。~~

#### ②生活福祉資金（※取り次ぎ窓口 佐井村社会福祉協議会）

- ア) 対象者 低所得者、障害者、高齢者世帯
- イ) 貸付対象資金

○修学資金（修学費、就学支度費） 高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校

#### ③独立行政法人「日本学生支援機構」（旧日本育英会）が貸与する奨学金

（※申込先等の取り扱いが変わっています。佐井村教育委員会に問い合わせください。）

- ア) 対象者 高等学校・短期大学・大学（学部）・大学院・高等専門学校・専修学校に在学する学生及び生徒を対象として、学校長の推薦を受けた申込者。
- イ) 募集時期等 毎年春に募集します。奨学金の種類には「第一種奨学金」や「第二種奨学金」があります。また、「学力基準」や「家計基準」の条件もあります。

〈このお知らせの問い合わせ先は、佐井村教育委員会総務課までお願いします。〉

# 文化祭・学習発表会



学生服にサンダンスで男らしくきめて、男の熱意をおどりました。(原田小学校)



1・2年の劇「三まいのおふだ」は、大きな拍手をいただきました。(浜井小学校)



アテネオリンピックのテーマソング「進め！」をBGMに元気一杯踊りました。最後はフラフラの笑顔マークでお楽しみました。(原田小学校)



3・4年の音楽「シーズンズ」四季をテーマに歌や演劇を聞かせました。(海井中学校)



これから始まるのは、平成16年度学芸会なるを、頭が高いおかしさを、原田の黄門様御一行です。(原田小学校)



今年も金鼓と一緒に楽しんだすばらしい演奏で文化祭を盛り上げた吹奏楽部。(海井中学校)



あ、ほたる……。今つがまえてきてやるよ。演劇「火垂るの虫」の熱演。(佐井中学校)



文化祭フィナーレを飾る全校合唱「空の架橋」。(佐井中学校)



# 平成16年度 村内各小中学校



小学校の遊戯「月夜のボンチャラリン」  
(磯谷小中学校)



中学生男子2人による郷土芸能「しんもんがら」  
(磯谷小中学校)



当の夜、与ひよりの歌をたけ物できた  
「つる」……(長後小中学校)



与ひよりに「つるの千羽鶴」を持ってくるまふ  
迫る「真柱」「種す」「おど」(長後小中学校)



中学生による「三味線一庄」(福浦小中学校)



小学生の劇「きつねの飽く太郎」(福浦小中学校)



アテネオリンピック願いの迫力  
(宇和川中学校)



一人ひとりの名演技に、会場中が感動に包まれました。  
(宇和川中学校)

# なぜサルの被害が増えたのか？～サルによる農作物被害のはじまり～

佐井のサル調査会・佐井村教育委員会・産業振興課

先月（広報11月号）触れたように、サルの個体数の増加や生息環境の急激な変化は、『サルの分布域を人里のほうに変化させる原因』となったと考えられます。

しかし、そのことが農作物被害に直結するわけではありません。むしろひとつの“きっかけ”であったと考えたほうがよいでしょう。人里付近に出没し始めたサルがどのように農作物に依存するようになるのか、その過程を知ることは被害対策を行ううえでも重要となります。

## 農作物がサルの食物になるまで

意外に思うかもしれませんが、サルは新奇の食物に対して保守的な側面があります。例えば、野生のサルにチョコレートなど彼らが見たこともないような食物を与えたとしても決して口にしようとはしません。これはサルがその食べ物を食物として認知していないからです。いくら高栄養な農作物であっても、**摂食機会をと**おした学習を経て食物として認知されるようになってはじめてサルの食物となるのです。被害を出すサルたちも当初は畑の野菜を自分たちの食物とは認知していなかったはずで、サルの分布域が人里付近に近づき畑周辺の環境を何度も利用するようになるうちに、たまたま畑にある野菜を口にすると個体が現れた、山の食べ物よりも味がよく高栄養だったので頻りに食べるようになった、その様子を見た他の個体も真似をして口にしてみた・・・このような行為が群れ全体に広がり、学習をとおして彼らの食物として認知されるようになったと考えられます。

## ハナレザルによる被害

ハナレザル（一匹ザル）とは、群れを離れて単独（あるいは少数グループ）で行動している若いオスの個体です。ニホンザルのオスはある程度の年齢になると、出自の群れを離れハナレザルとなります。彼らは群れと行動を共にしないので、自分の思うままに食物を求めて移動して暮らしています。ハナレザルによる被害は群れと比べて軽微ですが、放っておくと同じ農地に何度も出没するケースもあり、発見が困難なことからも対処に苦労します。さらにハナレザルは**いずれ他の群れに移入する**場合が多く、農作物を食物として認知した彼らの行動が農作物に依存していない群れに伝播していく可能性も高いのです。

『少しの被害』『ハナレザルによる被害』は深刻な猿害の序章である・・・

ちょっとくらいだったら食べられても・・・という発想は危険。放っておくと猿害はどんどん拡大していきます！

次号では軽微な被害が深刻化していく過程について触れる予定です。

※その他、ご意見・ご質問などは

佐井村教育委員会 ☎②4506、4507

佐井村産業振興課 ☎②2111までお問い合わせください。（文責：北大 鈴木克哉）

# 平成16年度 健康福祉大会より

保健師だより

## ウォーキング大会

小雨まじりで風が冷たく、あいにくの天気でしたが、子どもから大人まで約30名が参加し、アルサスーあわび幼稚園育成施設ー役場ーしおさいロードーアルサスの「4.2kmコース」を歩いて、心地よい汗を流しました。



## 佐井村食生活改善推進員 試食サービスコーナー

## 血液サラサラチェックコーナー

佐井村には、29名の食生活改善推進員がおり、家族・お隣りさん・地域のみなさんにより食生活についての普及啓発を図るため、生活習慣病予防のためのメニューを紹介したり、料理講習会を開催するなどの活動をしています。

この日は、「血液サラサラメニュー」の試食サービスを行い、油で揚げていないカツやコレステロールを下げる働きのある大豆たんぱくが豊富に含まれる豆腐を使ったメニューなど、カロリーや油脂控えめの5品を紹介しました。

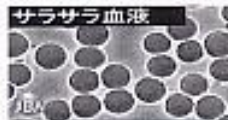


血液には、身体を維持するのに必要な酸素や栄養素を届け、老廃物などを運ぶ重要な役割があります。

食べ過ぎや不規則な食事、運動不足、喫煙、ストレス等で血液がドロドロになると動脈硬化が進み、最後には命の危険にさらされる脳梗塞や心筋梗塞につながってしまいます。

この日は、顕微鏡で赤血球の状態を観察しました。

参加した方々は、めったに見ることのできない自分の血液の状態に、喜んだり、がっかり（！？）したりしていました。



歯科だより

虫歯を予防するためには、生活習慣が大切です。食事の後のブラッシングだけではなく、①糖分の摂取回数を減らす②フッ化物を活用して歯質を強化する③バランスの良い食事をとる など何気ない普段の生活を見直してみましょう。

# 1年間を振り返って...

今年は何の会を結成して25年という節目の年、例年以上に各種活動を積極的に  
行ってきました。10月には村内交通死亡事故ゼロ継続2,500日を達成し、大きな交  
通事故もなく穏やかな1年になりそうです。

来年も母の会は交通死亡事故の絶対阻止・子供やお年寄りの交通事故撲滅に向け  
て積極的な活動をしていきたいと思っておりますので、みなさんの温かいご協力をお願い  
します。



～新入学児童家庭訪問～



～春の街頭指導～



～カヌー体験 清掃～



～交通安全家族会議～



～みんなのくまのプレゼント制作～



～早めのライトでんたろう虫作戦～

交母だより



佐井村  
交通安全母の会

みんなで続けていこう！  
交通死亡事故ゼロ  
次の目標は3,000日

記録

**2,553日**

(12/1現在)

早めの点灯で歩行者に車の存在を知らせよう！

12月の早めの点灯時間は午後3時です。

お詫びと訂正

十一月号で佐井村交通安全母の会結成二十五周年へメッセージ  
をいただいた山崎アイ子さんは現大間町交通安全母の会会長では  
ありませんでした。お詫びして訂正いたします。



～交通安全セミナー～



～高齢者世帯訪問～



～交通安全呼び掛け～



～生け花・児童への感謝状制作の手伝い～

## 冬の交通安全県民運動 12月11日(土)～12月20日(月)

### ■目的

この時期は、積雪、凍結路面でのスリップ事故が多発するほか、忘年会など飲酒する機会が多くなり、飲酒運転などの無謀運転が懸念されることから、県民一人ひとりに交通安全思想の普及、浸透を図り交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故を防止する。

### ■運動重点

1. 飲酒運転の根絶 飲酒の機会が多くなります

### 飲酒運転四（し）ない運動 ～酒飲んだ あなたの顔は 赤信号～

☆運転するなら酒を飲まない ☆酒を飲んだら運転しない  
☆運転する人に酒を勧めない ☆酒を飲んだ人に運転させない

2. 高齢者の交通事故防止 反射材を活用し、早めの点灯をしましょう。  
3. 冬道の安全運転の推進

#### ★1割のスピードダウン

冬道は、降雪のため視界が悪くなったり、路面が凍結したりと危険がいっぱいです。スピードを控えて、ゆとりある運転をしましょう。

#### ★2倍の車間距離

冬道は、スリップしやすいので夏場の2倍以上の車間距離をとり、安全運転に努めましょう。

#### ★3分早めの出発

冬道は、積雪で道路が狭くなるため、いたるところで交通渋滞が発生します。イライラやあせりで無理な運転をしないよう時間に余裕をもち、早めの出発を心がけましょう。

## 年末年始の犯罪・事故を防止しよう

地域住民が安心して安全な新年を迎えることができるように平成16年12月10日から平成17年1月5日までの間、地域住民、自治体、民間ボランティア等と警察が協力して「年末年始特別警戒」を実施します。

犯罪のない、安心して暮らせる社会実現のためには、住民のみなさんのご協力が不可欠です。

そのため、住民のみなさんは次の点に気をつけてください。

### ☆強盗に対する防犯対策

金融機関やコンビニエンスストア等は防犯対策や被害にあったときの対処方法を普段から意識しておきましょう。[防犯ビデオ・カメラの設置、警戒員の配置など]

### ☆侵入犯罪の防犯対策

侵入に5分以上かかると犯行をあきらめるという調査結果がありますので、しっかり鍵を掛けましょう。[センサーライトや防犯アラームを活用しましょう]

### ☆その他の防犯対策

- ・車上狙いや自動車盗 社内に貴重品を置かない。[キーを抜きドアロックをする]
- ・おれおれ詐欺や架空請求詐欺  
事故の示談金など急な振込みを要求されたときは詐欺の可能性あり。振り込む前に確認する。[警察に相談するなど決して一人で対応しない]

### ☆交通事故防止対策

年末年始は交通量が多くなり、危険性が高くなります。[路面の凍結によるスリップに注意し、飲酒運転や走行中の携帯電話の使用は絶対にやめましょう]

犯罪はみんなのスキを狙っています。しっかり防犯。犯罪を回避して明るく楽しい新年を迎えましょう。

## 駐在日誌 ～10月中の事件事故概況～

- 【事件】・器物損壊(網置き場ガラス損壊) 1件 福浦地区  
・事務所荒らし(工事現場事務所) 1件 原田地区

- 【事故】・物損事故 1件 用目・川内線

※事故に遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

# お知らせコーナー

## 消費税が変わりました

- ◇個人事業者は平成17年分から（法人は平成16年4月1日以後開始する課税期間から）
- ☆事業者免税点の上限が、3,000万円から1,000万円に引き下げられました。
- ☆簡易課税制度の適用上限が、2億円から5,000万円に引き下げられました。
- ◇消費税の課税事業者となる個人事業者や法人は
- ☆消費税課税事業者届出書の提出が必要です。 ☆消費税の申告及び納付が必要です。
- ☆消費税法に基づく帳簿の記載や請求書等の保存が必要です。

◎詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

## 技能講習のお知らせ

出稼ぎされているみなさんが、作業に必要な知識や技術を身につけることにより、安全で明るい就労ができるように下記の通り技能講習会を実施します。

### 1. 実施科目・日時・場所・定員

- ・玉掛け（15名）

平成17年1月12日（木）・13日（金）・14日（土）午前9時から午後5時まで

学科：1月12日（木）・13日（金） 下北文化会館（むつ市金谷1-10-1 ☎②8411）

実技：1月14日（土） 野村建設機材センター（むつ市田名部字赤川の内並木14-1170 ☎②8608）

- ・小型移動式クレーン（15名）

平成17年1月19日（木）・20日（金）・21日（土）午前9時から午後5時まで

学科：1月19日（木）・20日（金） 下北文化会館（むつ市金谷1-10-1 ☎②8411）

実技：1月21日（土） 野村建設機材センター（むつ市田名部字赤川の内並木14-1170 ☎②8608）

### 2. 受講資格 出稼労働者・出稼労働希望の方

### 3. 受講料 無料

### 4. 申込方法 申込用紙に必要事項を記入し、下記のものをご持参の上、お申込みください。

- ・出稼労働者手帳 ・80円切手を貼った返信用封筒

- ・写真（縦30mm、横24mm、正面、脱帽、上三分身、背景無地【裏面に氏名を記入する】）

### 5. 申込期間 平成16年11月29日（月）から12月24日（金）まで（土、日、祝日を除く）

但し、定員になり次第締め切らせていただきます。

※詳細は、むつ公共職業安定所⑥番窓口までお問い合わせください。

〒035-0063 むつ市若松町10-3 ☎0175（22）1331

## 国民年金だより

役場住民課 ☎②111

青森社会保険事務局  
むつ事務所 ☎②2278

保険料は忘れずに納めましょう

月額 13,300円

国民年金保険料の額（年齢、性別、所得に関係なく一律です。）

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます。老齢基礎年金を受けるためには、この間に最低25年以上の保険料を納めることが必要です。国民年金は老後を支える老齢給付、病気やケガで障害が残ったときの障害給付や一家の働き手をなくしたときの遺族給付であなたとその家族をサポートする社会保障制度の一つです。

### 国民年金のメリット

- 国民年金の老齢基礎年金は終身保証されます。
- 年金額の3分の1を国が負担しています。
- 国民年金には保険料が免除される制度があります。
- 国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となり税金が軽減されます。
- 老齢基礎年金は、公的年金等控除の対象となりますので税金が軽減されます。（障害年金は非課税です。）



## 債権回収会社と類似の名前をかたった業者による架空の債権の請求にご注意ください

### ●このようなハガキが来ても

公的機関のような名前がついていても心配しないでください。裁判にする、債権回収に行くを書いてあっても驚かないでください。いろいろな名簿を手に入れ、アトランダムに送りつけていると考えられます。

### ●絶対に電話をかけたりしないでください

身に覚えが無いのに、電話をかけたら相手に脅かされ、怖くなって聞かれるまま電話番号や住所を教えたしまった。その後自宅に何回も電話があり、怖いので言いなりにお金を振り込んだという相談もあります。家族にも電話をかけたり、問い合わせしないようにと話しておきましょう。

不明な点がある場合は、青森地方法務局むつ支局（☎③202）に相談してください。

## 農業用免税軽油の免税証交付申請受付

平成17年に使用する農業用免税軽油の免税証の交付申請を次の日程により受付します。

1. 受付期間 平成17年1月11日(火)・12日(水)
2. 時間 午前9時30分から午後3時まで
3. 場所 県むつ合同庁舎内1階A会議室（※申請書類は郵送でも受け付けております）
4. 必要なもの ①印鑑 ②耕作証明書 ③免税軽油使用者証（初めて申請する方を除く）  
④返信用郵便切手430円分

※免税軽油使用者証の有効期限が平成17年12月31日以前の方は上記①～④のほか、青森県収入証紙400円分が必要です。

※初めて申請する方、使用機械に変更のある方は、上記①～④のほか、使用機械の譲渡証明書及び青森県収入証紙400円分が必要です。

※なお、免税証の申請書類等は佐井村役場住民課にも備え付けております。

申請は指定した受付期限までにするようにお願いします。

農業用免税軽油の申請対象者は、農業を営む方で、軽油を燃料とするトラクター、耕うん機等を使用して農作業を行う方です。

不明な点がありましたら、むつ県税事務所課税課までお問い合わせください。☎0175-22-8581 内線208

## 川に上ったサケは捕らないようにしましょう

今年はサケが大漁です。こんなに大きなサケも捕れました。でも、川に上ったサケは捕ってはいけませんので、みなさんも気をつけましょう。



## 牛肉のトレーサビリティシステムがスタート!

12月1日から「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」が、流通段階でも施行されました。

これに伴い、国産牛肉（精肉）を販売したり、特定料理（焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキ）として提供する業者は、牛の個体識別番号を表示することになります。

この識別番号をインターネット等で検索することにより、牛の生産履歴を確認することができます。

☆パソコンからの検索☆ <http://www.nlbc.go.jp/>

☆携帯電話からの検索☆ <http://www.id.nlbc.go.jp/mobile/>

### ■問い合わせ

青森農政事務所地域第2課 ☎0178-27-4001

## クリスマスダンスパーティ開催

■とき 12月18日(土) 午後7:00～午後9:00

■ところ アルサスしおさいホール

■参加費 前売り900円(当日1,000円)

■主催 佐井村レクリエーションサークル

■問い合わせ ☎③2310 千葉

みんなで楽しみましょう。男性のみなさんも、ぜひご参加ください。

## 満1歳おめでとう!!



木部 **亜** あ  
**寿** す  
**香** か  
ちゃん  
(浩司・由香子) 原田

村県民税(4期分)固定資産税(4期分)  
納期は12月27日(月)です。  
介護保険料(4期分)  
納期は12月28日(火)です。  
忘れずに納入しましょう!  
担当: 役場住民課税務係 ☎ ☎ 2111

### 戸籍の窓口

11月15日現在

#### ◎お誕生おめでとう

松村 早希(刺道) 原田  
橋本 拓海(亨) 磯谷

#### ◎ご結婚おめでとう

(伊藤 秋夫 大間町  
正村裕貴子 大佐井)

#### ◎おくやみ申し上げます

新田 はつ(新右衛門) 磯谷  
福田 梅吉(こよ) 磯谷  
黒沢 孝子(日文) 古佐井  
館島 順吉(工藤園光) 古佐井  
佐賀 敏(公栄) 古佐井  
木下 昭子(不二夫) 古佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、係に申し出てください。

### 佐井村の人口

10月31日現在

男 1,502 (-2)  
女 1,481 (-2)  
計 2,983 (-4)  
世帯数 1,100 (-1)

( ) 内は前月比

### 年末年始休診日のお知らせ

佐井診療所  
12月29日(水)~1月3日(月)  
むつ総合病院・大間病院  
12月30日(木)~1月3日(月)

※なお、むつ総合病院・大間病院は、救急外来患者についても、随時受付いたします。

### ケビンハウス通年営業のお知らせ

ケビンハウスは今年度は通年営業しています。忘新年会、正月の帰省客、家族やグループでご利用くださるようお願い申し上げます。

■予約先 佐井村観光協会 ☎ ☎ 4515

村観光協会の受付は、休日を問わず午前8時30分から午後5時まで。ただし年末年始は、

- ・12月28日~12月31日 午前中受付
- ・1月1日~1月2日 休業
- ・1月3日 午前中受付

観光協会が休み中は、管理棟へ直接お申込ください。  
☎ ☎ 2159

■宿泊料 1棟 13,000円

### 英会話サークル生徒募集

佐井村でALT(Assistant Language Teacher)をしているヨシオカ・ブライアン・タロウ先生を講師として下記サークルを1月より開設します。初心者大歓迎ですので、多数の応募をお待ちしています。

■日時 平成17年1月18日(火) (初回)  
午後7時~午後9時 月2回(火曜日)

■場所 アルサス2階会議室

■対象 英語に興味のある方、ブライアン先生と英会話をしたい方、初心者でもかまいません。(高校生以上)

■会費 月300円(教材費)

■問い合わせ

佐井村教育委員会社会教育課  
担当: 山口 ☎ ☎ 4506

■その他  
詳しい日程等は18日の教室で資料を配布します。

参加する方は、教育委員会まで申込みしてください。



### 年末・年始はお車の機会が多くなりますね

お車の  
故障修理は  
遅くなります

お車の  
バスは遅くも  
ありません

このまま利用者が減り続けばバスの走らない地域が発生します。  
バスを愛着としている人たちのために、たまにはバスにのって遊んで下さい。

正月のふるさとバスを運行致します。  
どうぞご利用下さい。

■運行日・郷省バス 平成16年12月27日・29日・30日 上野20:00発  
(下北方面) 平成17年1月5日・6日 上野8:00発

■運行日・上京バス 平成16年12月26日・28日・29日 大畑7:00発  
(上野方面) 平成17年1月3日・4日 大畑19:00発

バス時刻等のお問い合わせは **下北立通株式会社** ☎ (0175) 22-3221